



少年センターだより

発行者 栗東市少年センター
〒520-3015
栗東市安養寺3丁目1番1号
栗東市学習支援センター



「SNS等が関与する少年問題の現状について」

滋賀県草津警察署生活安全課長 安田 健太郎



地域の皆様におかれましては、平素から草津警察署の業務とりわけ少年の健全育成に格別のご理解とご協力をいただき紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

私は今春から草津警察署生活安全課長として赴任しましたが、以前平成24年から3年間、草津警察署で少年事件の担当をしておりましたので、当時のことを思い出しつつ、最近の少年問題の現状についてお話させていただきたいと思います。

私が前回草津警察署で勤務していた約10年前は、今よりも深夜の少年い集の通報や学校内での暴力事件等の取扱いが非常に多かった印象がありますが、最近は少年が事件を起こす非行や喫煙、深夜はいかいなどの不良行為は、ともに減少傾向で、昔のように不良少年たちが深夜、コンビニでたむろし喫煙する姿を目にすることは少なくなりました。

一方、最近は、スマートフォン等を利用したSNSに起因する様々な問題の取扱いが非常に多くなっているところです。

昨今、情報通信技術の発達もあり、相手の顔を見て会話をする機会が少なくなる一方、SNS等で面識のない不特定多数の相手とやりとりを行うなど、直接的な人間関係が非常に希

薄となっているように感じます。

現に警察が取扱う少年関係の相談でもSNSが関係する少年の性的な犯罪被害やSNSの特性を理解しない少年による情報の拡散等が非常に多くなっています。

スマートフォンやSNSは、今や日常生活に欠かせないツールとなっており、少年に全く利用させないことは現実的ではありません。

このような少年を取り巻く環境の変化に我々大人も柔軟に対応し、SNS等の利便性と危険性を正しく子どもに伝え、匿名の顔の見えない相手との関係も目の前の人と同じような現実の人間関係であることを教えて、少年が明るく元気に暮らせる環境の整備や健全育成に繋げていかねばならないと感じています。

警察としても、未来ある子どもたちのために時代の変化に合わせた少年警察活動を推進していく所存でありますので、今後も皆様方の一層のご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」10月・11月 「滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間」11月

滋賀県では、10月1日から11月30日までの2か月間、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」を実施します。

令和5年中の我が国の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人数が6,482人と過去最高値を大幅に更新するとともに、初めて大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯の検挙人員を上回りました。

また、大麻の乱用拡大に加え、危険ドラッグ事犯の検挙人員も、424人と増加しています。

昨今、増加傾向が顕著な大麻の乱用に関しては、インターネット上での「身体への影響がない」「依存性がない」等の誤情報の流布等により、国民、特に若年層による大麻の乱用が助長されているおそれがあります。

薬物乱用を防止するためには、早い時期から薬物乱用の危険性についての正しい知識を身につけ、地域全体で薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることが重要です。栗東市少年センターでは、少年補導(委)員啓発部会・草津警察署生活安全課・関係機関とともに、市内小学6年生を対象に薬物乱用防止教室を行います。薬物乱用に関する正しい知識・情報を周知するための取組を、積極的に努めます。



将来の社会を担う青少年の健全育成は、社会全体の願いです。

11月1日から11月30日は「滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間」です。期間中に子ども・若者育成支援推進のための諸事業、諸活動を集中的に実施します。このことによって、県民の子ども・若者育成支援推進に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促進し、県民運動の一層の充実と定着化を図ります。少年センターでは、青少年に関わる団体や機関などと連携しながら、巡回パトロールや啓発活動を実施します。

また、警察、保健所、高等学校等の関係機関と合同で、青少年をとり巻く有害環境浄化推進のため、図書、DVD、ゲームソフト、有害玩具、刃物等の取扱販売店やカラオケ・ネットカフェ店の規制対象業者に対して、調査を行ないます。





栗東市内9小学校にて「初発型非行防止教室」を実施



非行防止教室の実施日

6月24日(月) 治田西小学校
 6月26日(水) 大宝東小学校
 6月27日(木) 葉山東小学校
 7月1日(月) 治田小学校
 7月4日(木) 金勝小学校
 7月8日(月) 大宝西小学校
 7月11日(木) 葉山小学校
 7月12日(金) 大宝小学校
 7月17日(水) 治田東小学校

初発型非行とは、犯行手段が容易で、動機が単純であることを特徴とするものです。本格的な非行へ深化していく危険性が高い非行をいい、統計上は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領(遺失物・漂流物・その他占有を離れた他人のものを横領した場合に問われる罪)をいいます。

非行防止教室は、児童の規範意識を高め犯罪について正しく理解し、社会情勢などとともに、他者を思いやり自分自身の身を守る、知識やスキルを身に付けることを学習します。

栗東市内では、少年補導(委)員会啓発部会・草津警察署等と連携して、小学4年生を対象にした初発型非行防止教室を実施しました。教材ビデオ『君ならどうする?【万引き】』(PHP研究所作成)を視聴し、「もし万引きをしてしまったら、友だちが万引きをしていたら、自分ならどうするか」考えました。

また、「友だちに万引きしようと誘われたら、どうするか?」など質問をして、挙手で意思表示してもらいました。

児童一人一人が自分自身の問題として受け止め、自分や友だちに対する適切な意思決定や行動選択の必要性を学びました。

少年補導(委)員の話のあと、引き続いて草津警察署生活安全課の職員から、夏休みの過ごし方やSNSの危険性について指導がありました。タブレットやスマートフォンなどを使用する際の家庭でのルールの必要性。メールなどでは相手が誤解したり、相手が傷つく言葉を使ったりしていないかなど確認してから送信する。見ず知らずの人とネットで繋がることの危険性の他、万引き、自転車盗などの不良行為についても考えることができました。加えて、子どもたちだけで川で遊ばないなど、安全で安心な夏休みになるよう、いろいろなルールを学びました。



(ミニうちわ)
 教室後、小学4年生に
 配付した啓発物品



「社会を明るくする運動」強調月間(7月)活動について

7月1日の16:00からフレンドマート栗東店、アルプラザ栗東店、スター栗東社店にて「社会を明るくする運動」街頭啓発活動が実施されました。青少年の非行防止と更生保護事業の推進を目的に、のぼり旗を立て、少年センター、少年補導委員啓発部会員、草津保護区保護司会栗東支部、その他関係機関とともに、ポケットティッシュやうちわなど啓発物品を配付。運動について地域の方に理解を深めてもらいました。



7月17日にコミセン金勝、7月20日にコミセン大宝西にて、「少年非行の現状について～青少年に望むこと～」をテーマに研修会が行われ、少年センター職員が講師を務めました。主な講義の内容は、更生保護について、非行少年の質の変化や大麻の流行、オーバードーズやSNSを用いた犯罪などについて。また、ギターによる弾き語りと手話により温かな雰囲気の中で、生命の尊重について講演しました。



栗東市少年センター 電話相談・来所相談

■一人で悩まず、相談に来てくださいね。電話でもメールでもかまいません。

- 学校生活や友だちのこと… ● 就学や就職、家庭生活でのこと…
- 青少年の問題行動など…

相談受付 月～金(祝日・年末年始を除く)〈午前9時30分～午後4時〉

所在地 〒520-3015 栗東市安養寺3-1-1 栗東市学習支援センター1階

電話番号 077-551-0141 メール shounencenter@city.ritto.lg.jp

